

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行について（平成27年3月1日施行）

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成27年内閣府令第6号）が平成27年1月30日に公布され、平成27年3月1日に施行されました。

改正の概要、施行及び経過措置は、以下のとおりです。

1 申請書等の提出通数の削減

申請書、届出書、申込書を2通求めているものについては、1通のみ求めることとなります。

2 添付する写真の枚数の削減

申請書等に添付する写真の提出枚数は可能な限り削減することとなります。以下の申込等に際して従前は写真2枚の提出でしたが、改正後は1枚の提出でよいこととなります。

- 猟銃等講習受講申込み
- 許可証の書換えの申請（都道府県公安委員会を超えた変更に限る。）
- 年少射撃資格認定証書換えの申請
- 年少射撃資格講習受講の申込み

また、技能講習受講申込については、今後写真を求めないこととなります。

これまで複数の銃を所持する方について、所持許可の申請ごとに提出していた銃砲所持許可申請書若しくは刀剣類所持許可申請書又は猟銃等所持許可更新申請書について、複数の申請を1枚の申請書により行うことが可能となったことから、これらの申請については、複数の申請を同一の申請書によりなされた場合、写真は2枚のみ提出すれば足りることとなります。

なお、年少射撃資格の認定の際、監督を行う射撃指導員が複数いる場合に認定申請ごとに提出している年少射撃資格認定申請書について、複数の申請を同一の申請書により行うことを可能とすることとしていますが、この場合は、受けようとする認定の数に1を加えた枚数の写真が必要となります。

3 申請書の添付書類の省略

現に猟銃等の所持許可を受けている方が、当該許可に係る申請書を提出し

た公安委員会に対し新たに許可申請を行い又は許可の更新申請を行う場合については、申請書の添付書類の一部を省略できることとなります。

ただし、新たな許可証が交付される許可又は更新の場合については、添付書類を提出することとなります。

省略できる添付書類の内容としては、同居親族書、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書、住民票の写し及び経歴書となります。

また、技能検定の合格証明書又は射撃教習の教習修了証明書の交付を得てから1年を経過していない方が、技能検定又は射撃教習資格認定申請を行った公安委員会に対し射撃練習資格の認定や所持許可の申請を行う場合であっても、添付書類を省略できることとなります。

なお、添付書類を省略できる場合であっても本人の言動や周辺からの情報等から不審事由がある場合には、必要な報告を求める場合があります。

4 同居親族書の提出を求める場合の拡大

同居親族書は、銃砲の所持許可又は更新を受けようとする方に求められている、技能検定申請時、教習資格認定申請時、練習資格認定申請時にも提出を求めることとなります。

なお、上記3のとおり、技能検定の合格証明書又は射撃教習の教習修了証明書の交付を受けてから1年を経過していない方が技能検定又は射撃教習資格認定申請を行った公安委員会に対し、射撃練習資格の認定や所持許可の申請を行う場合は、同居親族書の添付を省略できることとなります。

5 申込書等の本籍地欄の削除

(1) 猟銃等講習受講申込書等

猟銃等講習受講申込書、技能講習受講申込書、年少射撃資格講習受講申込書やこれらの講習に関する通知書については、講習等の実施会場において、申込書に記載された氏名、住所、生年月日、性別の4情報及びこれに貼付された写真を基に本人確認を行うことが可能であるため、本籍地欄が削除されます。

(2) 証明書等

講習修了証明書、技能検定合格証明書、教習修了証明書、技能講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書については、本籍の記載がなかったとしても特段の支障は生じないと考えられるため、本籍地欄が削除されます。

(3) 射撃指導員申請指定書及び教習（練習）射撃指導員選任届出書

射撃指導員の指定の申請については(1)の場合と同様、本籍地欄が削除

されます。

6 猟銃等の所持許可等に係る申請書に添付する医師の診断書の作成主体の追加

(1) 診断書の作成主体の追加

申請書に添付する医師の診断書の作成日より前に1回以上、申請者の精神的又は身体的な状況について診断したことがある医師に限り、猟銃等の所持許可等に係る申請書に添付する医師の診断書の作成主体に追加されます。

また、公安委員会が必要と認める場合には、別途、その指定する医師の診断書の提出を求めることになります。

なお、この医師に該当するか否かの判断に当たっては、申請者の過去の受診歴について聴取するとともに、過去の受診歴を証明する物（例えば、初診日の記載された診察券、過去の領収書等）の提示を求めて確認を行うこととし、これらにより確認を行うことが困難な場合には、診断書を作成した医師に照会をするなどして確認を行うことになります。

(2) その他

診断書については、申請書に添付しようとする都度、医師の診断を受けて作成されるのが原則ですが、申請者が医師の診断書の返却を希望する場合には、提出を受けた診断書を確認し、当該診断書が作成から3カ月以内のものである場合には、その写しを作成の上、申請者に原本を返却することになります。

申請者に一定の精神疾患等が疑われる場合には、公安委員会が一定の精神疾患等に応じて指定している医師の診断書の提出を求めることになります。

7 75歳以上の者に係る更新制度の見直しについて

道路交通法上の認知機能に関する検査を猟銃等の許可の有効期間の満了する日の2月前から同1月前までに受けた方については、認知機能検査を受けたものとみなすこととしているところ、猟銃等の許可の有効期間が満了する日の5月前から1月前までの間に道路交通法上の検査を受ければ認知機能検査を受けたものとみなすことになります。

8 講習修了証明書等の有効期間について

猟銃等講習会における講習修了証明書及び技能講習修了証明書は、許可又は更新時において有効期間内である必要であることが明らかとなるよう、その注意事項を改めることとなります。

9 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第32条の削除

許可証の亡失、盗難、滅失、又は記載事項の変更があった場合の届出書の提出に係る規定を削除し、亡失等の事実のみの届出書の提出は不要となります。

10 記録票に係る電磁的記録による作成・保管

法令に基づき職務のため所持する銃砲や国又は地方公共団体の職員が試験研究等のために所持する銃砲について、記録票の作成保存義務と国家公安委員会への通知義務を定めた上、その手続を銃砲刀剣類所持等取締法施行規則で定めているところ、記録及び通知の方法として、電磁的記録媒体によることが可能となります。

11 火薬類の消費計画書の様式の規定

猟銃用火薬类等譲受許可申請書、猟銃用火薬类等輸入許可申請書、猟銃用火薬類消費許可申請書の別紙として、火薬類の消費計画書の様式を定めることとなります。

12 その他

- (1) 申請書に添付する写真の大きさは、運転免許証と同じ大きさ（縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル）になります。
- (2) 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものに限り、戸籍抄本の添付は不要になります。

鳥取県警察本部生活安全部生活環境課

電話（0857）23-0110 FAX（0857）23-0110